

## 关于公布近期签证受理条件的通知

中国驻日本大使馆 中国驻日本大使馆 今天

为进一步便利中日双方人员往来，根据国内主管部门通知，近期符合以下情形的，可向中国签证申请服务中心（东京、大阪、名古屋）或无签证代办的驻长崎、福岡、札幌、新潟总领馆递交签证申请。

图片来源：每日经济新闻

毎日経済新聞によると、8月21日夕方、在日本中国大使館は、重要通知を発表し、近い将来、中国ビザを申請する様々なタイプの日本人受入れ条件を発表した。ただし、9月1日から、オンラインでフォームに記入し、事前にオンラインで予約する必要がある。

詳細は次の通り。

中日間の人的交流を更に促進するため、国内所管官庁の通知に従い、近い将来、以下の状況が満たされた場合、中国ビザ申請サービスセンター（東京、大阪、名古屋）または、長崎、福岡、札幌、新潟の領事館でビザ申請を提出する。

①2020年8月22日0:00から、関連する有効な中国の居住許可（仕事関連、私用関連、家族親戚関連）を保持する日本人は、中国への渡航理由が現在の居住許可

②有効な仕事関連、私用関連、家族親戚関連の居住許可は無いが、目的地の省/市/区級政府の外事弁公室または商務庁からの招聘状（「招聘状（PU）」、「招聘状（TE）」）または「招聘状確認フォーム」を有し、中国に渡航し、経済、貿易、科学、技術的活動に従事する予定の申請者、同伴する配偶者および未成年の子供。

③有効な仕事関連、私用関連、家族親戚関連の居住許可がない場合、「外国人工作許可通知」と、目的地の省/市/区級政府の外事弁公室または商務庁からの招聘状（「招聘状（PU）」、「招聘状（TE）」）または「招聘状確認フォーム」）を有している中国で働く予定の申請者、同伴する配偶者および未成年の子供。

④以下、人道上の理由で中国に渡航する必要がある場合

(1) 重症の近親者（両親、配偶者、子供、祖父母、孫）を訪問、近親者の葬式に対処する場合は、病院の証明書または死亡証明書と親族の証明書（出生証明書、婚姻証明書、世帯登録簿、警察署親族関係証明書、親族関係公証書、戸籍謄本等）のコピー、国内親族招聘状、招聘者身分証明書のコピー。

(2) 中国市民（または中国永住許可証を保持する外国人市民）の外国人配偶者および未成年の子供が同居のため中国への渡航が必要な場合、中国市民（または中国永住許可証を保持する外国人市民）が発行した招聘状を提出。招聘者の身分証明書または中国永住許可証のコピー、および家族関係証明の（出生証明書、結婚証明書、世帯登録簿、警察署親族関係証明書、親族関係公証書）のコピー。

(3) 中国籍の両親、外国籍の子供、配偶者、未成年の子供の世話または支援のために中国に渡航する場合、中国市民が発行した招聘状、招聘者の身分証明書コピー、および家族関係証明の（出生証明書、結婚証明書、世帯登録簿、警察署親族関係証明書、親族関係公証書）のコピー。

⑤Cビザ（乗務員ビザ）の申請。

注意事項：

(1) 2020年9月1日から、中国ビザ申請サービスセンター（東京、大阪、名古屋）または長崎、福岡、札幌、新潟の総領事館で申請する。オンラインフォームに記入し、オンラインで予約をする。ビザセンターと領事館は、オンラインフォームとオンライン予約を完了したビザ申請のみを受付け、以前の申請フォームは受付けない。スケジュールに影響を与えないよう、申請者はできるだけ早くスケジュール計画を立て、事前に予約をする。

(2)ビザ申請する場合、関連する有効な中国の居住許可（仕事関連、私用関連、家族親戚関連）を保持する日本人は、ビザ申請書、ビザ申請健康誓約書、およびその他の招聘状などの資料の提出は必要ない。